

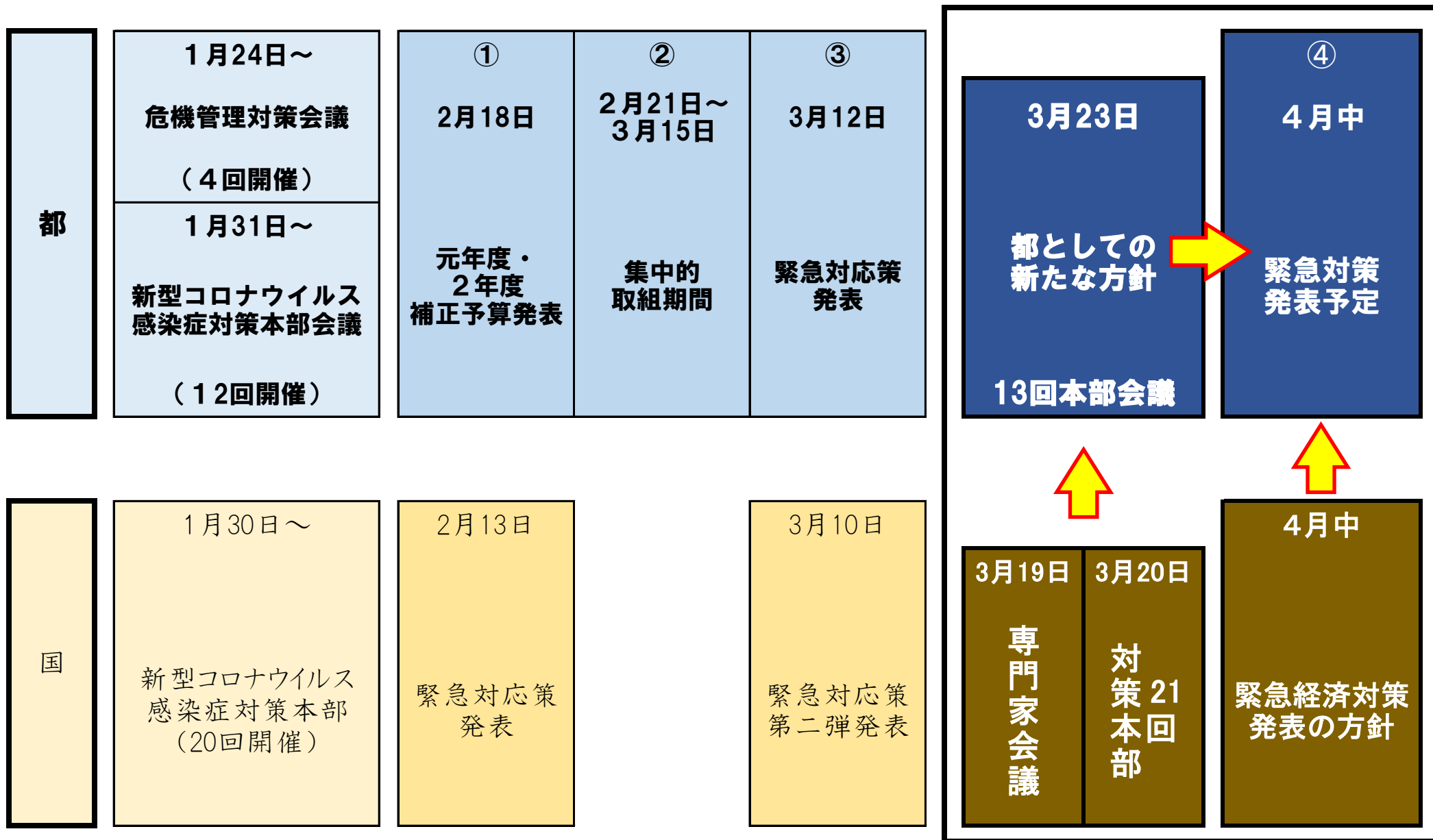
第13回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年3月23日（月）10時50分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言（対応方針）
- 3 各局発言
- 4 専門家発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

この間の都と国の新型コロナウイルス対策の概要



区分	都の対応方針
<p>医療提供体制の整備</p>	<p>検査体制：最大340件/日まで可能とする、医療機関でも開始</p> <p>外来診療体制：新型コロナ外来を77所まで拡大</p> <p>入院医療体制：段階的に整備</p> <p>重症等病床100～700床</p> <p>中等症一般病床300～3,300床</p> <p>軽症は一般病床（今後、軽症患者への対応が変更された場合、自宅か宿泊施設等における療養を検討）</p> <p>調整本部の設置：患者の受入医療機関を調整</p> <p>オンライン医療相談・診療の推進に向け、都医師会等と協議</p> <p>人権への配慮、風評被害の防止</p>
<p>学校について</p>	<p>休校中の3週間で、学校に起因する感染者は都内で出でおらず、子供たちへの指導、正しい手洗い、換気、清掃などの、休校前の学校での感染予防策は事実上効果を挙げている</p> <p>①家庭との連携の強化②換気、密集、近距離の会話という感染リスクの低減③感染者発生時の対応への備えを行う</p> <p>感染状況に注意し、感染予防措置を講じた上で、入学式の実施と新学期の開始を目指して準備するよう都立学校に通知し、区市町村にも知らせる</p> <p>国のガイドラインが近く発表されることを踏まえ、3月26日を目途に改めて都として感染予防の指針を発表</p>

区分	都の対応
<p>大規模イベント等 について</p>	<p>都内では現時点で感染者が急増する状況には至っていないものの、首都東京で大規模クラスターが起きると全国に波及するため、引き続き重要な局面 イベントの開催に伴う感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、国の方針や専門家の意見を踏まえ、4月12日までの間、現在の対応方針を継続</p>
<p>経済認識 について</p>	<p>直近四半期のGDP成長率がマイナスの中、新型コロナウイルスは、経済・産業全般にわたって甚大な影響を及ぼし、株価が急落の一途を辿っている 観光業や飲食業など幅広い業態で売上が大幅減少し、中国工場の操業停止によるサプライチェーンへの影響が懸念され、経済全体に深刻な影響をもたらしている。こうした情勢を踏まえ、 ①都民生活と中小企業の活動を支えるセーフティネット ②経済の下支えと景気浮揚を見据えた大胆な施策の実行 ③社会構造の変化につなげ、将来の飛躍を目指す取り組みへの布石 が重要な視点</p>
<p>今後について</p>	<p>国が緊急経済対策を策定するという方針も踏まえ、専門家の意見や、厳しい状況に直面する切実な声などをしっかりと受け止めつつ、今後の状況に適切に対応し、速やかに為すべき方策には予備費などを活用して対応するとともに、次なる都としての本格的な緊急対策(第四弾)を、4月中を目途に発表する予定</p>

新型コロナウイルス感染症対策

都としての新たな対応方針

令和2年3月23日

都としての新たな対応方針を作成

現下の予断を許さない状況を踏まえ、
専門家の意見を聞いた上で、都としての
当面の方向性や今後の取組などについて
新たな対応方針をとりまとめ

新たな対応方針

新型コロナウイルスへの対応

重症度に応じた入院医療体制の方向性
を定めるとともに、

- ・ **検査体制**の拡充
- ・ **オンライン**診療・医療相談

も含め、**医療体制の強化**についてとりまとめ

新たな対応方針

イベント等の取扱い

都主催イベントの開催に伴う感染拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制する観点から、**専門家の意見等**を踏まえ、

4月12日までの間、現在の方針を継続

新たな対応方針

現下の経済や産業への認識

株価の急落、消費活動の落ち込み、観光業など売上の大幅減など、**経済全体に深刻な影響**

今後は、都民生活と中小企業の活動を支えるセーフティネットの構築など3つの視点が重要

新たな対応方針

次なる対応策について

第三弾の緊急対応策(3月12日)に続き、

次なる都としての**本格的な緊急対策**
(第四弾) を4月中を目途に発表

各局連携して全力で取り組む

入都式の規模縮小

- ・ 新入職員代表のみによる式典の開催
- ・ 知事訓示等の動画配信

集合形式による新任研修の中止

- ・ 新入職員に対する中央研修を中止し、e-ラーニングやテキストの配布により実施

東京都立大学における休講等

- ① 大学の休講（ゴールデンウィーク終了まで）
- ② サークル活動の自粛要請
- ③ キャンパスへの立ち入り禁止
- ④ 留学生・地方からの入学生の東京への転入の自粛要請

新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家との意見交換会（要約）

令和2年3月21日（土曜日）

論点1 基本的な考え方

【現状】

- 2月下旬から大規模イベントの自粛、さらにクラスター対策を行うことでオーバーシュートをしないで済んでいる。
- しかし、海外の状況が悪化し帰国者の感染者が増加。
- 東京都は、今までの対策を3週間継続して実行していく必要がある。

【学校】

- 学校の休校については、明確なエビデンスはない。
- 大学については、新学期に地方から東京に人が集まることはリスクがある。4月の開校を遅らせることを統一してやっていただくとよい。

【帰国者】

- 検疫ではすべての感染者がみつからない。確実なトレース・把握が重要。

論点2 重症者を優先する医療提供体制の確保

【検査】

- 抗体検査キットの活用は、東京都として整理が必要。
- 抗体検査とPCR検査にはそれぞれ長所と短所があり、若年層クラスターなど優先順位をつけて検査していくことが重要。

【外来】

- 患者さんにとってかかりつけ医が一番安心。保健所の負担も軽減できる。

【入院】

- 公立病院に先頭に立っていただくことは重要であるが、民間病院を含め東京都として早急に入院病床の確保を進める必要がある。
- 現時点では法律上、陽性者は自宅で経過観察することはできない。今後、どのように段階を移行していくかは考えておかなければならない。

【治療薬・ワクチン】

- ワクチンができるのは、1年半から2年かかる。
- 治療薬については、慎重に開発を進める必要がある。

論点3 情報提供

- 大学生から40代くらいまでの行動制限が必要なのではないか。
- 若者の中から発信する仕掛けが必要。
- 他の自治体とのリスク情報の共有がクラスター抑制のためには重要。
- 近隣の埼玉県や千葉県の方々にも情報発信し、共有することが必要

みずほ総合研究所経済調査部長 太田智之 様

＜経済・産業・金融への影響＞

見えない不安・未知への恐怖が経済活動を下押し

○ 深さ（どれだけ落ちるのか）

- ・自粛ムードの高まりなどによる国内需要の落ち込みや生産活動の停滞

○ 長さ（いつまで続くのか）

- ・感染拡大防止策とのトレードオフ（強力な対策をとれば収束までの期間は短い）

○ 広がり（どこまで波及するのか）

- ・資産価格の急落や調達金利の急上昇（＝信用収縮）、雇用調整や賃金抑制

※ 感染再拡大のリスクは拭えず、その場合はダウンサイドリスクあり

＜日本経済に及ぼす影響＞

○ 日本経済を下押しする主要経路は、

- ①消費自粛によるサービス需要減（対個人サービス、宿泊・娯楽業、運輸・郵便業）
- ②中国の供給途絶・需要減、③円高（電子部品や電気機械、機械類）

○ 飲食店、宿泊業、娯楽業は、非正規が過半数を占めるため、需要減による雇用への影響が出やすい

⇒ 経済対策を打つ場合は、個々の事業に合った実施のタイミングが重要

慶應義塾大学客員教授（東京財団政策研究所研究主幹） 小林慶一郎 様

新型コロナウイルス対策をどのように進めるか？

株価対策、生活支援の給付・融資、社会のオンライン化による感染防止

＜都における経済対策の案＞

○ 感染拡大の防止

- ・オンライン診療の普及など

○ 経済的インパクトの軽減

- ・家計への無審査の生活資金融資（マイナンバーカードで管理）

○ 長期的な産業構造変化の促進

- ・社会のデジタル化への支援
（行政サービス、教育、就労、企業活動などの環境整備への補助）
- ・事業転換の支援策、事業主の引退支援
- ・事業承継の支援

東京都中小企業の景況（抜粋）

— 令和2年3月調査 —

令和2年3月23日
産業労働局

《2月の景況》

業況：新型コロナウイルス感染症の影響等により悪化
見通し：感染の影響を懸念し非常に大幅な悪化

◎ 2月の都内中小企業の業況DI（業況が「良い」とした企業割合－「悪い」とした企業割合）は、当月▲41（前月▲32）と新型コロナウイルス感染症の影響等により悪化した。

今後3か月間（3～5月）の業況見通しDI（当月（2月）に比べて「良い」とした企業割合－「悪い」とした企業割合）は、当月▲54（前月▲24）と感染の影響を懸念し非常に大幅な悪化となった。

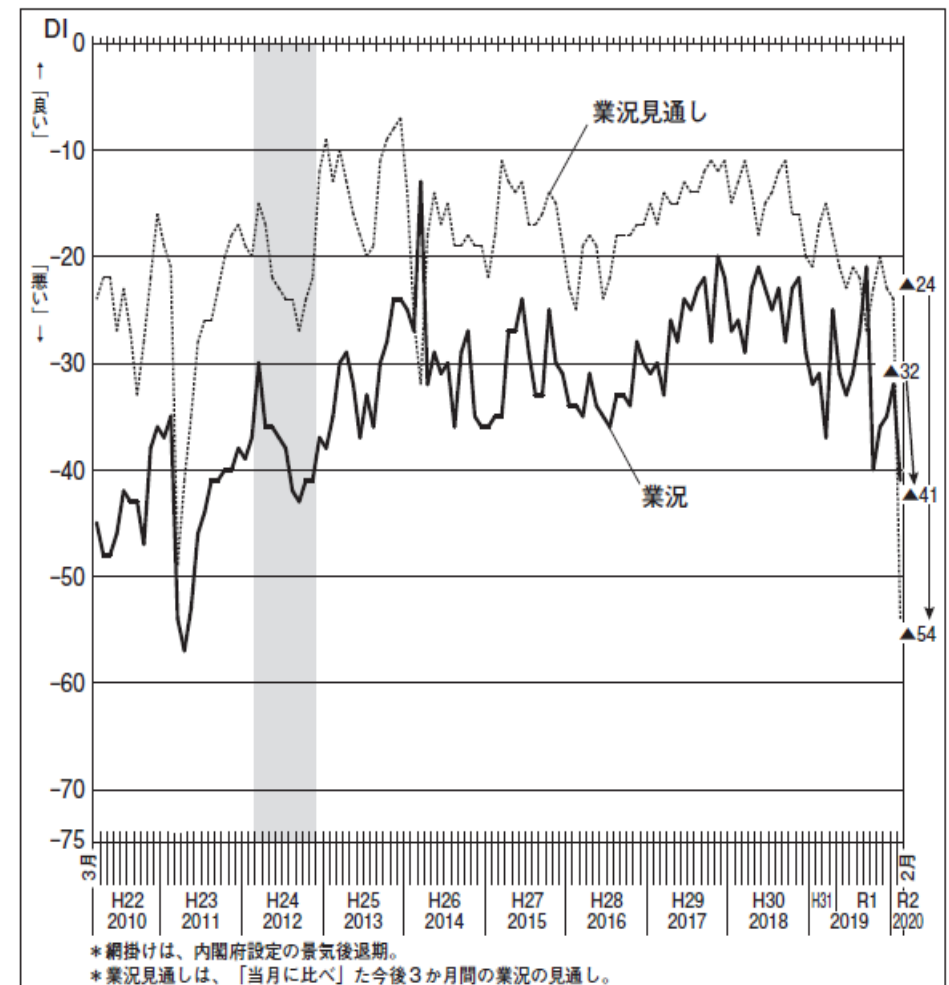
<付帯調査>

●新型コロナウイルスの流行にともなう経営や事業活動への悪影響について

分類項目	回答数（回答率）
悪影響あり	774（78.3%）
悪影響なし	214（21.7%）
計	988（100.0%）

業況DI・業況見通しDI（全体）

（季節調整済DI）



新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 3月22日12時時点）

国	感染者数	死亡者数
中国	81,054	3,261
イタリア	53,578	4,825
スペイン	25,496	1,381
米国	25,493	307
イラン	20,610	1,556
ドイツ	16,662	46
フランス	14,459	562
韓国	8,897	104
スイス	6,113	56
英国	5,018	233
その他	40,122	590
合計	297,502	12,921

※ 176の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 3月22日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
北海道	158	6
愛知県	132	16
東京都	130	4
大阪府	108	1
兵庫県	81	4
神奈川県	61	4
埼玉県	41	0
千葉県	40	0
新潟県	22	0
京都府	19	0
その他	115	1
合計	907	36

※チャーター便帰国者11名、空港検疫4名、無症状病原体保有者121名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 138名（3月22日18時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 135名（うち死亡者4名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議

1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日	新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着

※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣

- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着

※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着

東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機

総務局からリエゾン2名を派遣

福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた145名について、2月14日に検査

を実施した結果、1名が陽性

〈第4便〉

- ・ 2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・ 体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財)東京都保健医療公社 荏原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）
- ・ 経過観察のために宿泊施設に滞在していた195名について、2月21日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第5便〉

- ・ 2月17日6時50分頃、羽田空港に65名が到着
東京消防庁から計8隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（事務等）を派遣
- ・ 体調不良の方2名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
都立墨東病院	1名
都立多摩総合医療センター	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）
- ・ 経過観察のために宿泊施設に滞在していた63名について、3月2日に検査を実施した結果、全員陰性

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・ 712名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へこれまでに204名受入れ
- ・ 2月14日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月18日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載予定

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策については、別紙のとおり

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応

- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知（東京消防庁）
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

テレワーク

テレワーク導入モデル体験事業

テレワーク導入を検討している都内中堅・中小企業等を対象に、テレワークを体験できる機器を無償貸与することにより、テレワークのメリット・効果を体感できる機会を提供します。（貸与期間は1か月程度）

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-3868-3401

詳細は決まり次第
TOKYO はたらくネットにて
ご案内します。



テレワーク

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

都内中堅・中小企業に対し、感染症の拡大防止対策としてテレワークを導入する場合に、その機器やソフトウェア等の導入経費を助成します。

◇ 助成対象

機器等の購入費、機器の設置・設定費、保守委託等の業務委託料、
導入機器等の導入時運用サポート費、機器のリース料、クラウドサービス等ツール利用料

◇ 助成金上限／助成率

限度額：250万円／助成率：10分の10

◇ 申請資格

常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
※東京都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」への参加が要件です。（その他要件あり）

◇ 申請受付期間

令和2年5月12日（火曜日）まで（申請書類は郵送で提出。締切日必着）

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。



<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211-2397

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



テレワーク

テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

<お問合せ先>

東京テレワーク推進センター
TEL：03-3868-0708

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。



発行／東京都産業労働局総務部総務課

登録番号(31)327

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL 03-5320-4862 (令和2年3月17日発行)

企業の皆様、はたらく皆様へ

新型コロナウイルス感染症 に係る緊急支援策

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください。

東京都産業労働局

事業の詳細等については、各ホームページ等で
最新情報をご確認ください。

産業労働局ホームページ
(特設ページ)



資金繰り相談・経営相談

相談時間は平日9時00分～17時00分、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っていません。
※3/17～3/31は、平日19時30分まで時間を延長して相談に応じます。
(経営に関する相談については受付終了時間19時)

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰りに関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

<電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
(東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰りに関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談（契約トラブル等）

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

※法律相談となる場合は、平日13時～15時（事前予約制）となります。

労働相談

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメント等のご相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう110番）

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日9:00～20:00／土曜9:00～17:00

金融支援

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置2年以内）設備資金15年以内（据置3年以内）
融資利率	1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）
信用保証料	都が全額を補助

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスケジュールを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。（借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内）
信用保証料	都が全額を補助（一定の要件に満たない場合には3分の2）

危機対応融資 ～感染症の影響で売上が急減している事業者～

売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円） ※一般の保証枠とは別枠
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.5%～2.0%以内
信用保証料	都が全額を補助

<お問合せ先>
産業労働局 金融部 金融課
TEL：03-5320-4877

詳細については
産業労働局ホームページを
ご参照ください。



経営支援

新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業を対象に、中小企業診断士等の専門家を派遣し、次のような課題に対し、経営改善等に向けたアドバイスを実施します。（1社4回まで。無料）

※「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業を対象に実施します。

- ・予約のキャンセルが多くなり、資金繰りに困っている。
- ・仕事が全くなかったため、社員への給与を支払えなくなった。
- ・中国に発注していた製造がストップしたため、急ぎ融資を受けたい。

<お問合せ先>
公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
新型コロナウイルスに関する特別相談窓口
TEL：03-3251-7881

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



休業等への対応

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。

（1社5回まで。1回あたり原則2時間以内。無料）

◇ 内容

- ・「雇用調整助成金」の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)に関すること(申請手続き及び制度整備等)
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること(申請手続き及び制度整備等)

<お問合せ先>
労働相談情報センター 事業普及課
TEL：03-5211-2248

詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。



休業等への対応

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む都内中小企業に奨励金を支給します。（1事業所10万円）

<お問合せ先>
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-6205-6703

詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。



休業等への対応

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

休業手当で賃金の全額が補償されない場合があるなど、感染症等の影響による休業での収入減等に備え、中小企業の従業員向けに実質無利子の融資を行います。

融資限度額	100万円
返済期間・返済方法	5年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8% ※利子については全額都が負担
保証料	全額都が負担
申込先	中央労働金庫

<お問合せ先>
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-5320-4653

詳細は決まり次第
TOKYOはたらくネットにて
ご案内します。



令和2年 3月23日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～3月18日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			陰性 確認	その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等
	疑い例 検査	接触者 調査			
3,221	2,461	1,676	479	306	760

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
1,848	138	103	94	9	4	31

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

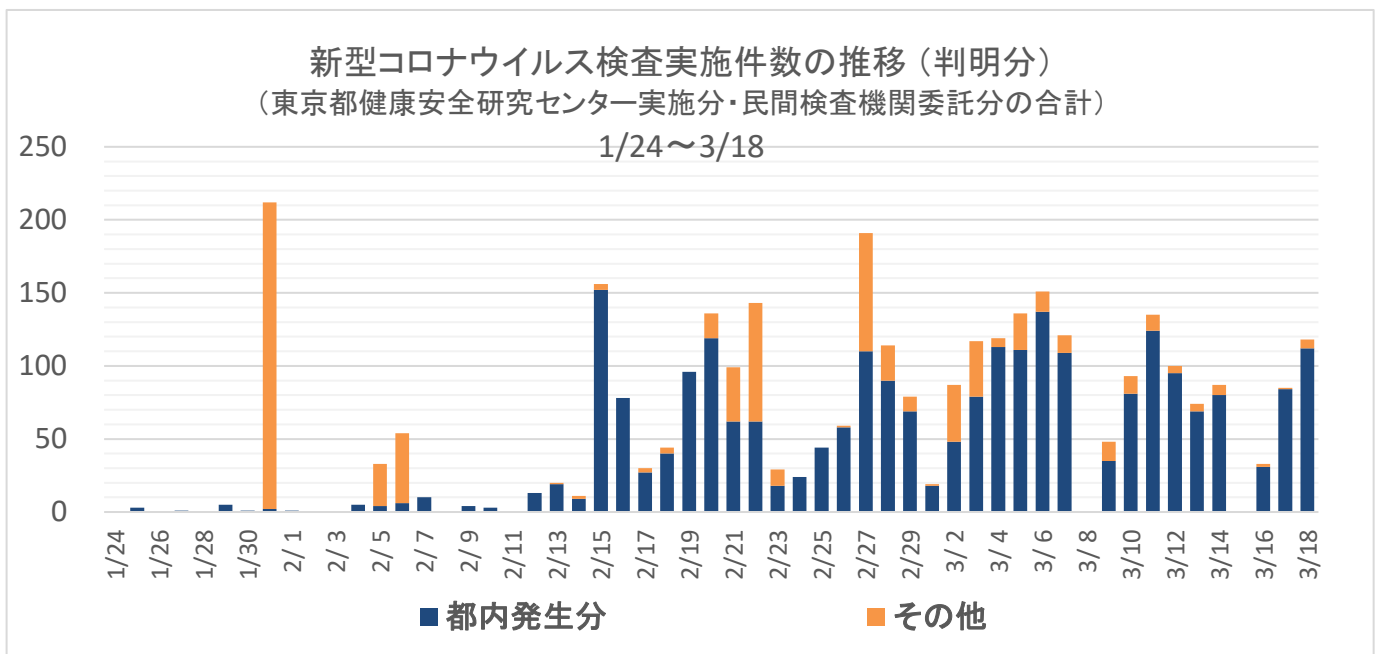
(注) 陽性者数は3月22日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

＜速報値＞

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
1/24	金	0	0	0
1/25	土	3	3	0
1/26	日	0	0	0
1/27	月	1	1	0
1/28	火	0	0	0
1/29	水	5	5	0
1/30	木	1	1	0
1/31	金	212	2	210
2/ 1	土	1	1	0
2/ 2	日	0	0	0
2/ 3	月	0	0	0
2/ 4	火	5	5	0
2/ 5	水	33	4	29
2/ 6	木	54	6	48
2/ 7	金	10	10	0
2/ 8	土	0	0	0
2/ 9	日	4	4	0
2/10	月	3	3	0
2/11	火	0	0	0
2/12	水	13	13	0
2/13	木	20	19	1
2/14	金	11	9	2
2/15	土	156	152	4
2/16	日	78	78	0
2/17	月	30	27	3
2/18	火	44	40	4
2/19	水	96	96	0
2/20	木	136	119	17

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
2/21	金	99	62	37
2/22	土	143	62	81
2/23	日	29	18	11
2/24	月	24	24	0
2/25	火	44	44	0
2/26	水	59	58	1
2/27	木	191	110	81
2/28	金	114	90	24
2/29	土	79	69	10
3/ 1	日	19	18	1
3/ 2	月	87	48	39
3/ 3	火	117	79	38
3/ 4	水	119	113	6
3/ 5	木	136	111	25
3/ 6	金	151	137	14
3/ 7	土	121	109	12
3/ 8	日	0	0	0
3/ 9	月	48	35	13
3/10	火	93	81	12
3/11	水	135	124	11
3/12	木	100	95	5
3/13	金	74	69	5
3/14	土	87	80	7
3/15	日	0	0	0
3/16	月	33	31	2
3/17	火	85	84	1
3/18	水	118	112	6
(累計)		3,221	2,461	760



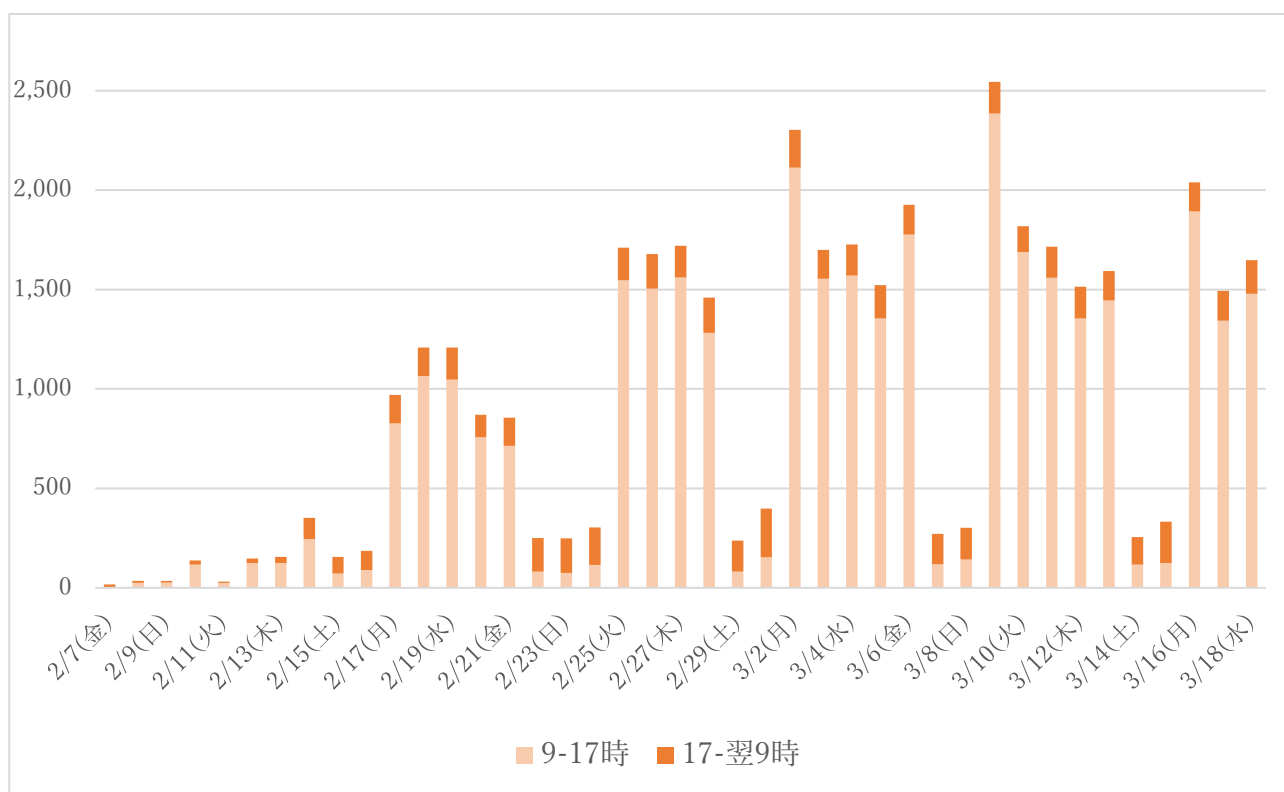
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

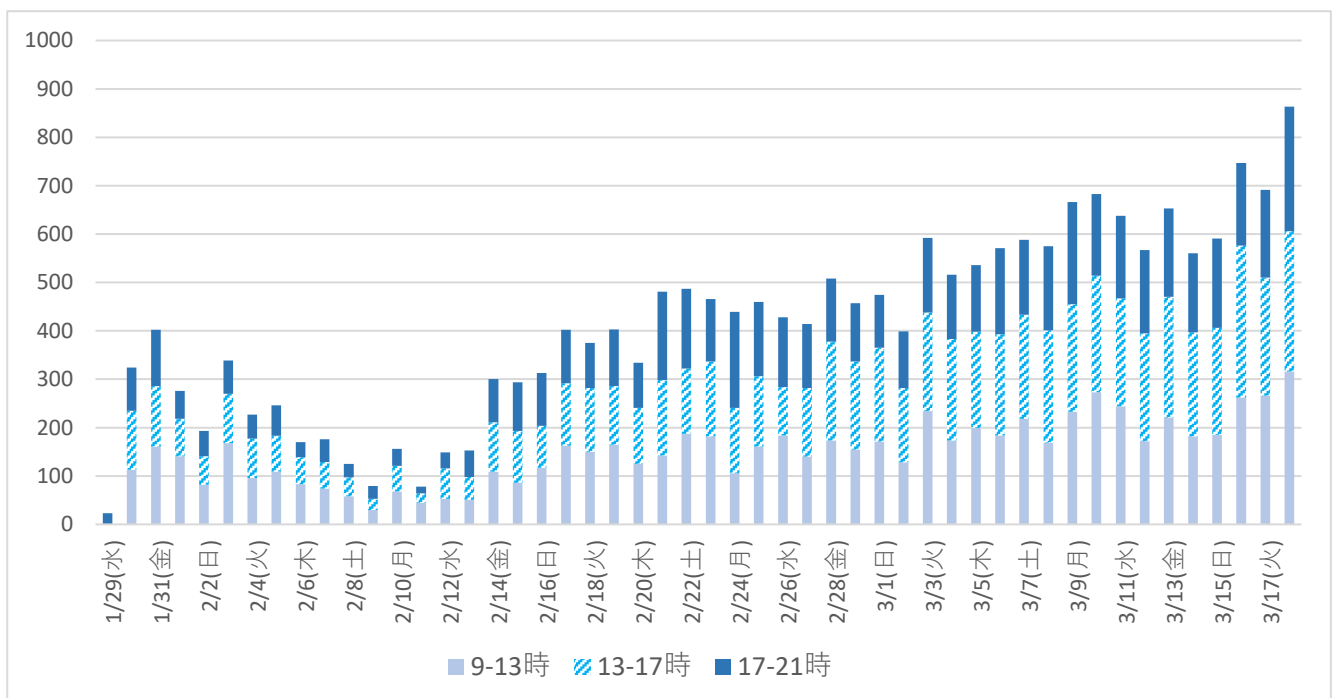
9-17時	33,677
17-翌9時	5,398
計	39,075

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	7,507
13-17時	7,203
17-21時	5,877
計	20,587

「第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年3月23日（月）10時50分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、只今より、「第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を実施いたします。

まず、本日は、感染症の専門家である二名の方にお越しいただいておりますので、私の方からご紹介させていただきます。まず、国立国際医療研究センター病院国際感染症総会長でいらっしゃいます大曲先生です。それから、東京都医師会副会長東京都災害医療コーディネーターでいらっしゃいます野口先生です。お二人の方には、後ほどご発言をいただく予定としております。

それでは、まず、冒頭、本部長であります知事の方からご発言をお願いしたいと思います。

【知事】

皆さん、おはようございます。

まず、先週末、20日、21日、都内在住の新型コロナウイルスに感染された患者さんがお亡くなりになっておられます。これまで都内の死亡例が四名となりました。心より、ご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、この2か月間でありますけれども、日本、東京を取り巻く環境は、この新型コロナウイルスの影響で、大きく様変わりしているのは言うまでもございません。

国は19日に専門家会議を開催し、ここでの提言を踏まえて、翌日には首相が対策本部で政府としての方針を発表されたことと思います。

現下の状況、予断を許さないことは、皆さんと意識共有していることかと存じます。

そして、新型コロナウイルスや経済に関する専門家のご提言を、速やかにこれまで聞いてまいりました。その上で、都としての当面の方向性や今後の取組などについて、新たな対応方針を取りまとめたところでございます。

まず、認識として、現時点で残念ながら有効な治療薬、ワクチンが存在しない。そして、万が一にもオーバーシュートが発生する、感染している患者さんが増えるということですが、万が一にもオーバーシュートが発生して、医療崩壊につながらない、そのためには、できる限りの医療提供体制を整えていくことが必要であります。重篤・重症患者、そして中等症患者、軽症患者数に応じた入院医療体制の方向性を定める。そして、検査体制を拡充する、オンライン診療・医療相談の実施なども含めまして、新型コロナウイルスに対します都の医療提供体制の強化に努めてまいり、それを取りまとめたところであります。

そして、都内においては、現時点で感染者が急増する状況には至っていない。これは、都民の皆さんや国民の皆さんのご協力の賜物でございますが、ただし、首都東京で大規模のクラスターが起きることが考えられ、また、それが、全国に波及をするということからも、現在、引き続き重要な局面にあるとの認識が必要であります。

そこで、都の主催イベントの開催に関連してですが、このイベントの開催に伴っての感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を可能な限り抑制していくという観点から、国の方針や専門家のご提言等も踏まえまして、4月12日までの間、現在の対応方針を継続するというところでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響で、株価、今日も大変弱い動きになっております。一方で、ドル高の傾向が見られます。株価急落の一途を辿っているわけではありますが、この数週間で、国内の消費活動も急激な落ち込みを見せております。観光業など幅広い業態で売上が大幅に減少、経済全体に大変深刻な影響をもたらしております。

そこで、今後でございますが、三つあります。一つ目が、都民生活と中小企業の活動を支えるセーフティネットを構築することと強化すること。二つ目が、経済の下支えと景気浮揚を見据えまして大胆な施策を実行するという。三つ目、社会構造の変革につなげていく、将来の飛躍を目指す取組への布石。この三つの重要な柱、視点を持ちながら進めていく必要がございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対応策でありますけれども、都は、第一弾の補正予算を打ちました、第二弾の集中的な取組を行いました、そして第三弾の緊急対応策と、これまで矢継ぎ早に手立てを講じてきたところであります。

また、国の方も本格的な緊急経済対策を4月にも発表するというので、そのために、次なる都としての本格的な緊急対策、これが第四弾になりますけれども、こちら4月中を目途にいたしまして、発表予定ということでございます。

皆さん、今頑張りどころであります。各局がしっかりと連携して、都民の命、安全、そして、経済、これをしっかりと守っていくために、全力で取り組んでまいりましょう。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは各局からご発言をいただきたいと思います。都の対応方針というところの中で、学校についてという内容に関しまして、教育庁の方からお願いしたいと思っております。

【教育庁】

春休み以降の学校の取り扱いについてですが、只今お配りしている資料の下の段の、「学校について」というところをご参照ください。今回国は、全国一律の休校要請は延長せず、早急に、再開に向けたガイドラインを公表するという方針を示したところでございます。お手元の資料にもございますとおり、都内における、休校中の3週間で、学校に起因する感染者は都内では出ておりません。子供たちへの指導、正しい手洗い、換気、清掃などの、休校前の学校での感染予防策は事実上効果を挙げている、と考えられることから、先ほど知事からもございましたが、厳しい都内の感染状況には十分注意を払いつつ、感染予防措置を講じたうえで、各都立学校につきましては入学式の実施と新学期の開始を目指して準備するよう、都教育委員会として、本日中に通知いたします。

また、新学期における感染予防の指針を、今後示される国のガイドラインを受けて早急にまとめ、

3月26日を目途に通知してまいります。

あわせて、小中学校を設置している区市町村にも都立学校での取り組みについてお知らせし、安全で円滑な新学期の準備が進むよう、支援してまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。入都式等につきまして、総務局長よりお願いします。

【総務局】

私からいくつかお話ししたいと思います。

まず、都職員の入都式についてではありますが、例年どおりであれば、東京芸術劇場において、約1,600名の新入職員を対象に行うこととなりますが、本年4月の入都式については、大幅に縮小し、各局の新入職員の代表者のみが都庁で辞令を受ける簡易な形式で行い、その様子や知事挨拶を各職場に動画で配信することにしました。

また、新入職員全員を対象に、毎年4月に行う新任研修につきましても、集合形式とはせず、eラーニングやテキストの配布で対応します。

なお、来年度から新たに行うことを予定しておりました、共生社会実現に向けたパラスポーツの体験など、一部の研修は、時期を延期して実施したいと考えております。

東京都立大学では、既に卒業式・入学式の中止について発表していたところではございますが、これに加え、ゴールデンウィーク終了までの全ての授業の休講、不要不急のキャンパス内への立ち入り禁止やサークル活動の自粛を行うことと致します。また、留学生や地方からの入学生の東京への転入自粛を要請することとし、これら4項目を実施するための学内手続きに入ったところでございます。

感染拡大防止の観点から、事業者等の方々も、都の取組を参考に、対応を行っていただきたいと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。専門家の方々との意見交換会について、福祉保健局長からお願いします。

【福祉保健局】

私の方からは、2名の先生に御出席頂いておりますが、先生方をはじめとした専門家の方々との意見交換を行わせていただきました。その中で3つの論点に絞り、ポイントをご説明いたします。

まず、基本的な考え方である、現状認識ですが、知事からも触れられておりましたが、都内の場合、2月下旬大規模イベントの自粛、さらには、クラスター対策、これは各保健所等が患者の陽性判明後の、徹底した疫学調査、これによりまして現在オーバーシュートしない状態で済んでいる、ただ全く予断を許さない状況が都内にあるというご指摘を頂いております。その大きな原因としては、ここ最近におきまして海外の状況悪化に伴う、帰国者の方々の感染者、陽性者が増えている点が非常に危惧されております。また、併せて、感染経路不明な方も感染されていたということから、引き続き、きちんとした感染経路、その意味で東京都では今までの対策を3週間継続して実行していく必要があるという点が専門家の方々からの意見でした。また、学校の休校につきましては、明確なエビデンスはないというご指摘を頂きましたが、大学につきましては、地方から東京に、人の動きが新入生を通じて発生していきますので、十分気を付けていくべきだ、というご指摘を頂きました。

論点の2つ目、重症者を優先とする医療提供体制の確保についてです。これは、この間も申し上げましたが、症状、重症度に応じた病床の配分、使い分けをきちんと整理していくべきだ、というご指摘を頂きました。そのうえで、当然のことながら都立公社の公立病院に加えて、民間病院も相当御協力頂かざるをえない、ということも多くの方からご指摘いただいております。さらには、その先において、新型コロナウイルスは8割の方々が軽症だ、という形で、現時点では法の縛りがあるのですが、この先感染者が爆発的に増えていく場合には陽性者は自宅で経過観察して頂くといった備えをしていく必要がある、というご意見も頂戴しております。

それからは、論点3つ目の情報提供のところですが、先ほど大学生の話をさせていただきましたが、比較的年齢層の若い方々が、症状の軽い状態で、行動範囲が広がる。このあたりの行動制限、要請をかけていく必要があるのではないか、と強くご意見を頂戴しました。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、経済への影響に関するヒアリングを財務局長からお願いします。

【財務局】

この週末、新型コロナウイルスの経済への影響について、経済の専門家2名から話を伺いましたので、私の方からお話しさせていただきます。お一人目は、みずほ証券の太田経済調査部長からでございます。太田部長からは大きく2点ございます。一つは、経済、産業、金融への影響ということで、見えない不安、未知への恐怖が経済活動を下押ししていくということです。1つは、深さ、どれだけ落ちこむのか分からない、長さ、いつまで続くのか分からない、広がり、どこまで波及するのか分からない、こうした不安がございます。また、一旦収束しても再拡大のリスクは拭えず、その場合は更に下振れのリスクがあるというお話でした。日本経済への影響につきましては、下押しする主要経路は、消費自粛によるサービスの需要が減ること、中国の供給・サプライチェーンが途絶えること、中国からの観光が減っていること、これらが経済を下押しする要因となっています。また、飲食店、宿泊業、娯楽業は、雇用への影響が出やすいという話があり、経済対策を打つ場合には、個々の事業に合った実施のタイミングが非常に重要となってくるというお話をいただきました。

お二人目は、慶應義塾大学小林客員教授からお話を伺っております。新型コロナウイルス対策をどのようにすすめるか、お話を頂きました。都における経済対策のご提案ということで、1つは、オンライン診療の拡大を行い、感染拡大を防止すること、また、2つ目は家計への無審査、速やかな生活資金提供等によりまして経済的な影響を軽減させることです。3つ目は、デジタル化の促進、事業転換の支援など長期的な産業構造変化の促進を行う必要がある、このようなことから、先ほど

知事からもお話しがありました、東京都としての緊急経済対策、4月以降について策定準備に入っています。

各局におかれましても、御協力のほどよろしくお願い致します。

【危機管理監】

ありがとうございました。中小企業の景況につきまして、産業労働局長からお願いします。

【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症に伴う、経済活動への影響につきまして、御報告致します。都内中小企業の状況につきまして、私共が毎月実施しております、2月中の調査結果によりますと、今後の状況の見通しのDI値は、マイナス54、リーマンショックや東日本大震災と同水準まで悪化して、前月との比較ですが、30ポイント下落しております、東日本大震災の時と同程度の落ち込みとなっております。

一方で、現在の状況を示すDI値は、この調査が2月時点の調査ということもありまして、マイナス41と悪化はしていますが、リーマンショック時のマイナス71といった水準までは低下をしてございません。また、新型コロナウイルス感染症の経営への影響については、約80パーセントの企業が悪い影響があると回答しています。産業労働局では、補正予算や緊急対応策により中小企業の資金繰りの支援や従業員の生活資金の確保のための貸付を行うほか、感染予防につながるテレワークの後押しを進めております。特に、テレワークの導入予定については、予定を大きく上回る申込状況となっております、中小企業の現場で働き方の改革にもつながる新しい動きが進んでおります。引き続き定期的な実態調査や相談窓口に寄せられる声のほか、経済団体からのヒアリングなどによりまして、中小企業の状態を把握しながら、都内経済の下支えに全力で取り組んでまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。状況の説明については本日は割愛いたします。各局等の取組の中で、水道局長からお願いいたします。

【水道局】

水道局、下水道局です。すでに報道発表しておりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、水道料金、下水道料金のお支払いが困難となった個人及び事業者のみなさまに対しまして、それぞれのお申し出に応じまして、一定期間、水道料金、下水道料金のお支払いを猶予いたします。猶予期間はお客様のお申し出から最長4か月間としておりますが、この猶予期間終了後も、さらにお客様からお申し出があれば、それにつきましてご相談に柔軟に応じてまいります。お客様のご負担を考慮いたしまして、お申し出は電話で受け付けることとしておりまして、水道局のお客様センターにご連絡いただければ、随時対応させていただきます。24日、火曜日以降受付と報道発表してございますけれども、既にこの3連休から個別のご相談に応じているところでございます。本件につきましては、水道局、下水道局のホームページに掲載しておりますので、詳細はそちらでご確認いただければと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。ほかに各局等でご発言のある局はございますか。よろしいですか。それではここで、専門家の方々からご発言をお願いしたいと思います。まず大曲先生からお願いいたします。

【感染症専門家 大曲先生】

研究センターの大曲と申します。今後の対策ということで、基本的なところについてご紹介したいと思います。まず基本的な考え方としましては、先ほどもお話がございましたが、国の新型コロナウイルス感染症の対策の専門家会議では、東京に関しては感染は拡大傾向にあると認識していま

す。ですので、お話にもありましたとおり今後3週間は、感染防止対策を継続していく必要がある、と考えております。これに伴って、大規模イベント等は、原則自粛する必要がございます。ただそれだけではなくて小規模であっても、例えば今まで事例が出ているのはライブハウス、あるいはクラブ、あるいはスポーツジムといったところを利用した方々の中で感染が出ておりますが、こうしたところを避けていく、具体的には、換気が悪くて、多くの方々が密集して、なおかつ近距離で会話をするようなところは、小さな場所であってもリスクが高いですので、これをすべての世代の方が避けるということが非常に重要であると思います。オフピーク通勤やテレワークに関しては、継続していくことが非常に有用と考えております。学校に関してはこういう状況でもありますので、春休み以降の再開に関しては、慎重に判断する必要があると考えております。また、帰国者の感染が非常に増えておりますので、こちらへの対策は急務であります。情報提供に関しましては、医療機関が混みあすぎないように都民の方々に受療行動について引き続き説明していくことが必要ですし、今後、軽症の方は自宅待機することが必要になる可能性が十分あります。その際の自宅で感染を広げないようなことに関する教育は重要と思っております。もう一つは、若者だけを取り上げるのはどうかと思うのですが、といっても彼らは病気になったときに、身動きが取れます。彼らが動き回ることによって感染が広がるということはある話なのですが、なかなかこうした対策が彼らには伝わりにくいということもあります。協力をしてもらえるように、LINEやSNSを使ってこういう状況でやるべきことをしていただいて協力をお願いするということが重要と考えています。

【危機管理監】

それでは、猪口先生お願いします。

【感染症専門家 猪口先生】

東京都医師会の猪口です。私からは、新型コロナ感染症に対する医療提供体制の話をお話させていただきます。これは今までの医療提供体制がうまくいかなかった、拡張してきた、拡大してきたときの

話であります。重症者を優先する医療提供体制の確保、東京は感染が拡大傾向にある地域とされています。新型コロナウイルス感染症対策は、通常の診療や医療体制を保ちながら、感染症指定医療機関と公的医療機関が中心となり、民間病院と協力して体制の確保を進めていくことが必要です。

外来についてです。感染を疑う患者さんはまず、かかりつけ医による電話受診相談を進め、妊婦・基礎疾患を持つ人への対応を強化するとともに、オンライン健康相談・診療などについて検討すべきです。

入院についてです。感染症指定病床や特定機能病院等の集中治療室は、患者の増加に応じて感染症による重症者のために活用することになります。また、今後の感染拡大に対応できるよう、重症者以外の患者を受け入れる民間病院等の一般病床も確保する必要があります。

軽症者への対応です。今後、患者数が増加した場合は、現在は患者が確認された場合は原則入院となっておりますが、軽症患者はかかりつけ医等の管理の下、自宅等での療養が原則となります。このため、自宅での安静や家庭内での感染防止の方法など都民への十分な説明と普及啓発が必要です。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは最後に本部長からご発言をお願いいたします。

【知事】

今日3月23日、そして3週間という4月12日ですけれども、冒頭、私から新たな対応方針を公表いたしました。この3週間が、オーバーシュートいわゆる、爆発的感染拡大が発生するか否かの、重要な分かれ道となります。そして、繰り返しになりますが、日常も、体調がすぐれない時には、無理せず休んでください。心配な時は電話で相談しましょう。そして、高齢者等への感染防止などに気を付けてください。これらのこと、しっかり守っていただきたいと思っております。

それから、3つの「密」が言われておりますが、まず「換気の悪い密閉空間」、「人の密集」、「近距離での会話」、この3つの条件が重ならないような行動していただきたいと思っております。

それから、経済の話もございましたし、また、事業者の皆様への呼びかけもございましたが、働き方改革の一層の推進という観点から、時差通勤、テレワーク、在宅勤務などにより一層取り組んでいただきたいと思えます。

大変この間、引き続きご不便をおかけすることになりますが、自らの命を守ることはもとより、他人の命を守る行動にもご留意頂きたいと存じます。都内におけるオーバーシュート（爆発的感染拡大）を何としても回避していきましょう。よろしく願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上を持ちまして、「第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。